

第4節 基本財産の処分

1 概要

社会福祉法人が所有する基本財産は、社会福祉事業と密接不可分の関係にあるため、厳重な管理が要請されます。

基本財産の取壊し、売却、交換、貸与等使用権の設定、その他財産への切替え、公益事業用財産への切替え、収益事業用財産への切替え等、基本財産の処分を行う場合、理事会の議決等定款で定める手続きを経た後、山梨県知事（所轄庁）の承認を得る必要があります。

ただし、次に掲げる場合、知事（所轄庁）の承認を必要としません。

- ア 社会福祉施設の改築にあたり老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合
- イ 施設の増築を行う場合で、建物の基本的形状に変更がないと認められ、仮に修復するとしても多額の費用を要しないような軽微な処分の場合

2 財産処分の承認手続

(1) 提出書類

「基本財産処分承認申請添付書類一覧」を参照してください。

(2) 提出部数

- ・ 所轄庁が山梨県知事の場合：2部（正本1部、副本1部）

(3) 処分が認められる場合

処分のためには、次の要件が満たされている必要があります。

ア 目的の妥当性

法人の役員や役員の経営する会社等の債務に充てるなど、法人の事業とは無関係の目的で行うことはできません。

イ 処分の必要性

国又は地方公共団体からの十分な額の助成が見込めない、基本財産以外に処分しうる財産が存在しない等の理由により、基本財産の処分を行う以外に適当な手段がないことが必要です。

ウ 方法の妥当性

処分によって当該法人の事業運営に支障が生じないと認められる必要があります。

エ 意思決定の適法性

理事会等の議事録から、定款所定の手続きを経ていると認められることが必要です。

(4) 処分後の手続き

上記手続きにより、基本財産の処分について承認を受け、当該財産を処分した後は、速やかに定款変更を行ってください（基本財産部分の修正）。

(5) 処分内容についての事前の相談について

基本財産の処分等については、法人の理事会及び評議員会で審議する前に、あらかじめ福祉保健部福祉保健総務課福祉企画担当と相談しながら進めてください。

基本財産処分承認申請添付書類一覧（○…必要な書類、△…非該当の場合不要）

添付書類	処分等事項	不動産の売却等	建物の取壊し	現金(基金)取崩し	備考
1	基本財産処分承認申請書	○	○	○	
2	添付書類目録	○	○	○	添付書類が少ない場合には省略可
3	理事会及び評議員会議事録(写)	○	○	○	(必須) 理事長等適切な証明権者の原本証明
4	財産目録	○	○	○	処分前直近のもの
5	現行の定款	○	○	○	
6	不動産登記簿謄本	○	○	—	申請日から3月以内に取得した不動産全部事項証明書
7	残高証明書	—	—	○	基本財産に関するもの（申請日から遡って3か月以内の証明書）
8	不動産価格評価書	○	—	—	市町村発行の証明書等（備考等に近傍地の評価額が入ったもの）
9	売買価格等を証する書類	○	—	—	売買(交換)仮契約書(写)等
10	売却金等の使途計画書	○	—	○	経緯等を含め具体的に記載
11	施設建設(改築)計画書	△	△	△	施設整備を伴う場合
12	図面(平面図、配置図、公図)	○	○	—	処分物件を色分けすること（公図は申請日から遡って3か月以内の公図）
13	その他県が必要と認めた書類	△	△	△	各決議充足の有無確認のため、役員名簿、評議員の名簿等

※当該理事会・評議員会を決議省略した場合は、各議事録の写しとともに、理事会は理事全員の同意及び監事全員の異議がないことを確認した書面の写しを、評議員会の場合は評議員全員の同意を確認した書面の写しを提出して下さい。